

京城帝国大学予科に関する一考察

馬 越 徹

目 次

はじめに

1. 大学設立の背景
 - (1) 一般的状況
 - (2) 京城帝大設立の要因
2. 大学予科開設への道
3. 予科の性格
 - (1) 2年制予科
 - (2) 完成教育か基礎教育か
4. 予科への進学ルート
5. 予科の改革

おわりに

京城帝国大学予科に関する一考察

馬 越 徹 *

はじめに

日本統治下朝鮮の民族系新聞「東亜日報」（朝鮮語）は、1924年5月6日付の冒頭社説「京城帝国大学令発令に対して」において、朝鮮に権威ある最高学府が誕生することを朝鮮教育界の特筆に値する新紀元と賀す一方、「この大学が朝鮮統治の忠実な代弁者となるとか、あるいは多数の青年の澆刺たる元気を去勢し萎縮の毒薬を注入したりすることは、本大学に対する内外の期待に反することである」¹⁾と警告を発している。

小論で考察の対象とする京城帝国大学（以下、京城帝大）は、日本統治下の朝鮮に1924年に設立され、1945年朝鮮の「解放」とともにその短かい歴史を閉じた大学である。この京城帝大をいまここで取り上げようとするのは、同窓会的な懷古趣味からでもなければ、植民地に初めて設立された最高学府を評価するためでもない。考えてみれば奇妙なことであるが、歴史上実在した大学であるにもかかわらず、京城帝大は独自の大学史²⁾をもたず、朝鮮教育史、日本教育史の双方において無視され続け今日にいたっているといつても過言ではない。韓国人研究者は幻に終った「民立大学設立運動」³⁾について述べることに熱心ではあっても、実在した京城帝大の実証的研究には手をそめない。日本人研究者も1～2を除いて植民地に設立された大学の研究にまで手をのばそうとしていない。⁴⁾このように京城帝大は日韓双方の研究者から等閑視され今日にいたっているのである。

冒頭に掲げた東亜日報が懸念したように、この大学は結局のところ「朝鮮統治の忠実な代弁者」であったのか、あるいは「学の独立、研究の自由」がある程度守られたのか。また同社説で、大学教育の目的として主張されたリベラル・エデュケーションは果たして実現されたのか。あるいは22年の短かい大学の歴史の間に卒業していった2,000人以上の学生は、その後いかなる軌跡をたどったのか。これらどれをとっても何一つ実証的には明らかにされていないのである。

こうした京城帝大の全貌に迫まる作業は小論の範囲をはるかに越えるものである。したがってここでは、京城帝大研究の序論として、学部（法文学部・医学部）開設に先立ち設立された2年制予科に焦点をしづり、その性格および問題点について考察することとしたい。こ

* 大学教育研究センター助教授

これらの作業を通じ、日本統治下の朝鮮に設立されようとする大学がいかなる性格の大学であったのかを多少とも明らかにしてみたいのである。

1. 大学設立の背景

(1) 一般的状況

日本統治下における朝鮮人の教育は、併合一年後の1911年に公布された「朝鮮教育令」に依り、「忠良ナル国民ノ育成」(第2条)と「時勢及民度ニ適合セシムル」(第3条)を二大原則とする、いわゆる同化主義の差別的教育が実施されてきた。本論で考察の対象とする高等教育との関連でいえば、「高等ノ学術技芸ヲ授クルコトヲ目的トスル」(第7条)専門学校が認められてはいたが、これは普通学校(4年)、高等普通学校(4年)に続く3~4年を就業年限とする中等教育機関であり、日本本国の専門学校(尋常小学校6年、中学校5年)に続く就業年限3~4年の高等教育機関)とは、程度・内容の異なるものであった。この朝鮮教育令下の教育は、1919年朝鮮全土で展開された3·1独立運動を契機に変更を迫られ、総督府の政策転換、いうところの「武弾政治」から「文化政治」への潮流の中で、1922年2月に改正されることとなる。

改正された朝鮮教育令は、元のものが朝鮮人のみの教育について規定したものであったのに対し、朝鮮に於ける日本人・朝鮮人双方の教育について規定したものであった。そこには、「国語ヲ常用スル者」(日本人)の教育と「国語ヲ常用セサル者」(朝鮮人)の教育という、別系統の学校体系を設け学校の名称等は異なってはいたが、両系統の学校共内地の制度に準拠し、学校段階、就学

年限、就学開始年令、

教育内容等、制度上は

内地と同等のものとさ

れたのであった。この

「内地準拠主義」は高

等教育の分野にも適用

され、その第12条にお

いて、「専門教育ハ專

門学校令ニ、大学教育

及其ノ予備教育ハ大学

令ニ依ル但シ此等ノ勅

令中文部大臣ノ職務ハ

朝鮮總督之ヲ行フ」と

規定され、植民地にも

第1表 専門学校一覧

(1923年5月)

設置者	学校名	所在地	創立年	学生数		合計
				日本人	朝鮮人	
官立	京城法学専門学校	京 城	1922	147		147
	京城医学専門学校	"	1916	183	216	399
	京城高等工業学校	"	1916	87	48	135
	京城高等商業学校	"	1922	198	15	213
	水原高等農林学校	水 原	1922	107	60	167
私立	セブランス連合医学専門学校	京 城	1917		63	63
	延禧専門学校	京幾道	1917		260	260
	普成専門学校	京 城	1922		260	260

出典：朝鮮総督府『朝鮮要覧』大正13年(1923年)版

P. 202 - 203, より作成

大学設立の道が開かれることになったのである。ところで、この朝鮮教育令が改正された1920年代前半の高等教育機関の状況は第1表のとおりであり、1923年の時点で専門学校が朝鮮全土に官立5校、私立3校、計8校、学生数は日本人722名、朝鮮人922名にすぎなかつた。そしてこれらの学校はすべて京城およびその近郊に集中していたのである。しかもこれらの専門学校は、その前身校の創立から数えても10年に満たぬ若い学校であった。このように、改正朝鮮教育令下において高等教育の整備充実がまさにスタートしようとしていた時期に、高等教育機関の最高峰としての帝国大学が、大阪、名古屋の帝国大学に先がけていきなり創設されることになるのである。このかなり唐突とも思える大学設立の背景には何があつたのであろうか。

(2) 京城帝大設立の要因

この時期に総督府をして帝国大学設立へと駆り立たしめた要因は、およそ四点くらい考えられる。

その第一は、何といっても総督府の政策転換である。すでにみたとおり1922年の改正朝鮮教育令において、朝鮮にも大学設立の道を開く法的措置をとったことである。第二に、こうした総督府の新しい政策は、3・1独立運動後における朝鮮人の教育熱への対応策として生まれたものではあったが、当時日本本国で進められていた教育制度の改革、とりわけ1918年の「大学令」の制定による高等教育の再編成とそれに基づく大学を中心とする高等教育諸機関の拡張計画に呼応したものであった。第三には、齊藤実総督のいわゆる文化政治下において朝鮮人の教育的エネルギーが爆発したことである。高等教育分野についていえば、私立専門学校の大学昇格運動や朝鮮人自身の手で民族の大学を新たに設立しようとする民立大学設立運動等にみることができる。また海外留学生の激増も教育熱の高まりを示すものであった。第四には、在朝鮮日本人の高等教育機関設立の要求を挙げることができる。

これらの諸要因を背景に大学設立は進展することになるが、最も重要なのは、第一の要因である。すなわち時の総督、齊藤実による、いわゆる文化政治の総仕上げとして、そしてそのシンボルとして、しかも帝国大学という形で設立されたといえる。もちろん阿部洋氏の詳細緻密な分析により実証されているとおり、朝鮮人民間人による大学設立運動の高まりや海外留学生の激増が、総督府をして大学設立へ向むしめる強いインパクトになったことは確実であろう。⁵⁾しかし総督府がこうした「民立大学設立運動」を中心とする朝鮮人の教育要求に押されて、大学開設に追い込まれたというよりは、内外の時期尚早論や反対論⁶⁾をあえて押さえて大学の設立に、しかも帝国大学という形での設立に邁進した背景には総督府なりの計算があつてのことではなかったかと考えられる。一つには「帝大」に固執したことにみられるように、最高学府を建設することにより植民地統治における文化面尊重を内外に強調するシンボル効果、他方においては植民地の最高エリートは体制内化されなければならないとする命題からの官立大学の設立、というかなり積極的なねらいがあったものと思われる。こ

うした総督府側の論理からすれば、国権回復に備えて民族的エネルギーの蓄積を目的とする朝鮮人側の民立大学設立運動は、押さえ込まねばならない対象であった。この意味では、京城帝大はまさに植民地統治の手段として創設された大学であり、まさに冒頭の東亜日報社説の懸念したとおりとなつたのであった。このように京城帝大設立の第一の要因は、総督府の植民地統治の手段としてかなり戦術的に設立されたといえるであろう。⁷⁾

次に、第二の要因として指摘した日本本国の高等教育機関拡張計画との関連において、新設される京城帝大の性格についてみておきたい。

大正中期から昭和初期にかけての高等教育は、制度的にいって明治以来最も安定し、量的には戦前期最大の拡大をみたといわれている。またこの時期は、大学教育、専門学校教育、大学予備教育という高等教育の三類型を構成する諸機関が出揃った戦前高等教育制度の完成期であったともいわれている。⁸⁾このような高等教育の繁栄を制度的に準備したのは、いうまでもなく臨時教育会議の答申に基づいて大正7年(1918年)に制定された「大学令」であった。これにより、帝国大学以外にも単科大学を含む大学の設立が国公私立すべてに認められることになったのである。そしてこの法令が具体化され、同年第41帝国議会に提出された「高等諸学校創設及拡張計画」は、大正8年(1919年)から13年(1924年)までの6年間に、大学関係のみについてみても、帝国大学4学部の増設・医科大学5校・商科大学1校の昇格、帝国大学6学部の拡張を行なうという戦前における最大規模の拡張であった。⁹⁾

こうした内地における高等教育拡張熱が、文化政治を標榜し「一視同仁」の聖旨を体して内地準拠主義を主張していた齊藤総督治下の朝鮮にも自然な形で拡大し、1922の改正朝鮮教育令において「大学令」に基づく大学の新設を認めることになったのである。まさに本国における高等教育拡張の延長線上に、泉靖一に従っていえば、¹⁰⁾本国大学の地方的分散の一形態として京城帝大は設立されることになるのである。このことは学部の構成や大学の目的・性格についてもいえた。学部が法文学部と医学部の二学部構成となつことについては様々な見方があるが¹¹⁾特に法文学部については1920年代の前半に本国の東北帝大と九州帝大に新しい形態の学部として法文学部が開設されたことと無関係ではなかったようである。¹²⁾また大学の目的・性格についても大学令第1条の理念がそのまま持ち込まれた。その前段に規定された「國家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スル」という帝国大学令以来変わらない学術的大学のイメージは、特に学部教授陣には強かったようである。法文学部教授・安倍能成は「研究本位」であることこそが帝大の使命であると再三強調し、京城帝大の設立が「断じて半島の子弟を喜ばすに大学の空名を以つてするにあつたのではない」と述べている。京城帝大を朝鮮人子弟に開かれた大学にするというよりは、ひたすら本国の帝大をモデルに学術的大学の創造を主目的と考えていたようである。また大学令第1条の後段における「人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」という理念は、本国より強い形で朝鮮に持ち込まれ、服部宇之吉総長は1926年5月1日学部開設にあたり、その始業式の訓辞において、「苟しくも国家の基礎を動搖せしめ国家の存立を危殆ならしむるが如き研

究は許容されるべき限りではない」¹⁴⁾と宣言したのであった。

以上のように、京城帝大は日本本国の大学モデルを植民地朝鮮にそっくりそのまま持ち込んで設立した大学であったといえる。こうした方式は、植民地の子弟を本国の大学に送って教育する「高等教育本国主義」¹⁵⁾や、技術的応用科目を中心に植民地大学を設立してきた西欧流の植民地高等教育政策とは趣きを異にするものであった。しかし京城帝大は、一視同仁のスローガンを掲げ同化政策を柱とする日本の殖民地統治方式をまさに地で行った形で設立されたという意味においては、まさに典型的な日本型殖民地大学であったといえるであろう。

2. 大学予科開設への道

改正朝鮮教育令第12条に規定された大学予備教育機関としての予科が開設されるまでにはかなりの曲折があった。まず朝鮮教育令が改正されるまでの経緯についてみておきたい。

1920年12月23日、総督府訓令第68号により、臨時教育調査委員会¹⁶⁾が設けられ、新しい朝鮮教育のあり方についての審議が開始されることとなった。審議は総督府学務局が用意した原案を逐次承認する形で進行したようであるが、高等教育（特に大学）については、第1回（1921年1月7日）委員会において「新たに大学及其の予備教育の途を開く」との案が提出され、第2回（同年5月2日）委員会の決議事項として出された「朝鮮教育制度要項」において「専門学校大学予科及大学ハ内地ノ制度ニ據ル」（傍点筆者・以下同じ）と明記されたのである。¹⁷⁾この論議が改正朝鮮教育令第12条に「……大学教育及其ノ予備教育ハ大学令ニ依ル……」として集約されるのであるが、ここに明らかなように学務当局は大学予備教育機関として、当初から大学予科を想定していたようである。当時の総督府の学務局長であり臨時教育調査委員会の委員の一人でもあった柴田善三郎は、改正朝鮮教育令について論じた中で、「……大学は内地の制度に依り、内地の如く高等学校・大学予科の両制度を置かず、大学予科の制のみを探った」と断言しているのである。すなわち、新朝鮮教育令が公布されたその時点で、すでにその12条にいうところの大学予備教育は、「大学予科」により行なうことが決まっていたのである。つまり当時日本本国で、大学令と時を同じくして1918年12月に公布された新高等学校令に準拠する高等学校を朝鮮には設けない方針が確定していたのであった。

では何がそうした方針を導びかせたのであろうか。前記柴田学務局長は「高等学校の制に依るときには内地より入学志願者の殺到に依り朝鮮在住者の入学難を來たし、朝鮮に大学を設置するの趣旨を完ふすることが難しくなる虞れがある」¹⁹⁾とし、朝鮮在住者を保護するための方策であったと述べている。当時日本本国では新高等学校令下において完成教育機関としての高等学校が増設され、大学入学希望者が増大し大学入試難が生じていたのであるが、初代予科部長・小田省吾はそのへんの事情をさらに詳しく次のように述べている。

「近時は、高等学校の卒業生は、其の数を年々増加し、従来の大学に於て悉く之を収容す

ることが、頗る困難なる状態であって、学科に依っては高等学校卒業生を更に試験の上、入学せしめている状況である。此の情勢は年々烈しくなるであろうから、朝鮮に設けられる大学としては、多数の朝鮮人学生又は朝鮮に於ける内地人学生の便宜からして考慮する必要があると考えられるが、此の点から見れば、学生が大学に入学するのに必ずしも高等学校よりせずして大学予科より入学することが、却て学生の為めに便利である。……」²⁰⁾

このように、朝鮮人学生又は朝鮮在住の日本人学生を保護するために予科制度が採用されたといえる。したがって予科の入学試験は、日本本国の高等学校との二股受験を防ぐため、試験日を本国のそれと同一とし試験場も京城一か所に限ったのであった。

こうして改正朝鮮教育令下において設立される大学の予備教育機関は予科ということになったのであるが、この時点で同時に大学（学部）の設立が日程にのぼっていたようである。したがって予科は大学（学部）の設立を前提に着々と進められた。1923年11月27日朝鮮帝国大学創設委員会が設置され、翌1924年5月2日勅令第103号をもって「京城帝国大学官制」が発布されるに先だって、1922年5月3日、いち早く大学予科敷地地鎮祭が挙行され、同年12月に予科本館は竣工しているのである。しかしこの時点では、大学（学部）は「大学令」に依ることが確認されてはいたものの、いかなる形態・名称の大学になるか見当がつかなかったため、竣工なった予科は「朝鮮大学予科」とか「朝鮮予科大学」とか呼ばれていた。²¹⁾

予科開設の進捗に伴ない、予科の上に作られる大学（学部）設立が急がれることとなったが、大学官制案をめぐり総督府と本国（内閣法制局および枢密院）との間にかなりの摩擦があった。総督府学務当局は臨時教育調査委員会以来、朝鮮に於ける大学は総合大学として設立することを希望してきた。²²⁾そして設立される大学は帝国大学令に基づくことを原則としていた。したがってその創設準備委員会は「朝鮮帝国大学創設委員会」であり、当時の予科生徒募集要項には、「朝鮮帝国大学予科生徒募集」と印刷されていたのである。²³⁾ところが内閣法制局は、帝国大学令によってではなく大学令による「大学」としての設立を主張し、名称についても朝鮮帝国大学では「朝鮮帝国の大学」と誤解されるとして反対していた。²⁴⁾そこで総督府側も内容の実質において變るものでなければ、一日も早くいかなる形においても大学を設立するという、かなり柔軟な態度で交渉に臨み、結局は総督府側が名を捨て実をとった形で、名称は京城帝国大学と修正するかわり、念願の帝国大学令による設立にこぎつけたのであった。京城帝国大学官制勅令案が閣議決定された翌日の長野学務局長談話を1924年4月17日付の京城日報は、「内容形式共に帝国最高学府」の見出しの下に、次のように伝えている。

「…………初め京城大学は朝鮮教育令第12条に依り、朝鮮大学又は京城大学として手っ取り早く設置する考えであったが、在鮮の内鮮人が何れも帝国大学令に據る大学の設置を熱望して止まないので、予科開設の時日は遷延したが兎に角帝国大学令に拠る大学の設置を見るに至ったのは朝鮮の為に喜ばしいことである。然し曩に計画した朝鮮教育令に拠る朝鮮大学と称してもその内容においては少しも変りはなかったのであるが、百尺竿頭一步を進め内容形式

共に帝国の最高学府たるの実を得たことは朝鮮文教の為め寔に慶賀すべきことである。」²⁵⁾

こうして1924年5月2日、勅令第103号を以って京城帝国大学官制が公布され、同日勅令第104号を以って京城帝国大学に法文学部と医学部を置き、1926年4月1日より施行することが公布され、京城帝国大学はいよいよ開学される運びとなったのである。

3. 予科の性格

(1) 2年制予科

京城帝大予科の特色は、それが2年制であることにあった。当時本国で予科を有していた北海道帝国大学や東京商科大学の場合は3年制であった。ではなぜ京城帝大の予科が2年制になったのかが問題である。

大学令第13条は、「大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス」と規定し、「修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者」、続けて「修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者」と規定していた。京城帝大予科の場合は、この後者を採用して2年制をとったことになる。問題は、この予科2年制と高等学校（高等科）の修業年限（3年）との関係をどう考えるかにあった。なぜなら大学令第12条に「大学予科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ為スヘシ」と明記されているように、大学予科は高等学校と同じ性格のものとして位置づけられていたからである。その点について総督府関係者は「高等学校は其の入学者は中学校4年修了又はそれと同等以上のものは入学し得ることになっているから、二箇年の大学予科と雖も卒業の際に於ては、高等学校を卒業したものと何等差異なき程度に教育することが出来る。」²⁶⁾と、総教育年数において両者が同等であることを理由に2年制を擁護している。さらに、朝鮮における特殊な事情が2年制を採らせたとして次の点を挙げている。すなわち、「高等学校の文科並びに理科に於ては、大学の各種の方面に進むべき生徒を養成する必要がある為めにその教科をなるべく普遍ならしむる必要があるのであるが、本大学予科に於ては法文学部並びに医学部に入るべく限定された生徒を養成するのであるから、その学力の教養に於て或る種類のものに向って集中することができる」²⁷⁾故に、2年制でも十分であり、「万一予科に於ける教科課程に於て稍足らざることがありとしてもこれを大学の学部に於て補充し得る途が比較的容易である」²⁸⁾と、予科と学部の密な連携関係をその理由として挙げているのである。実際、学科課程の面では後にみるように、高等学校のそれとは若干異なる工夫がなされていたといえる。またいま一つの理由としては、朝鮮人は一般に資力に乏しいため修業年限は一年でも短かい方がよいとする意見もあったと伝えられている。²⁹⁾

ところがこのような2年制予科に対しては大学学部関係者から疑問が投げかけられ、後に考察するように3年制への改編論へと発展していくのである。こうした2年制予科に対する疑問の背後には、学部基礎教育の不徹底、京城帝大のイメージダウン等、様々な見方があつ

たが、同時に建前として予科の目的とされていた高等普通教育の完成が2年間でそもそも可能かという基本的問題があったといえよう。

(2) 完成教育か基礎教育か

大学予科が高等学校（高等科）の教育とその内容・程度において同等でなければならないことは、大学令第12条に規定されているとおりである。その高等学校の教育目的は、1918年に公布された高等学校令第1条「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ充実ニ努ムヘキモノトス」に明らかなどおり、従来の帝国大学の予科としての性格を改め、高等普通教育を完成することに置かれたのであった。したがって、京城帝大予科の場合も、その予科規定（1924年総督府令第21号）第1条において、「京城帝国大学予科ハ同大学各学部ニ入学セムトスル者ニ對シテ高等普通教育ヲ完成シ特ニ国民道徳ノ充実ニ力ムルヲ以テ目的トス」と、高等学校の教育目的が踏襲されたのは当然のことであった。

ところが本国における新しい高等学校は、旧い高等学校のもっていた大学予備教育機関的性格を打破することはできず、事実上官立大学の予備教育機関として機能していたといわれている。³⁰⁾京城帝大予科の場合は、元来が法文学部と医学部への予備教育機関として設立されていたため、特に2年制が採用され3年制予科に比べ年限が一年短縮されたため、必然的に学部基礎教育に力点が置かれざるをえなかった。したがって、学科課程には各様の工夫がなされはしたが、2年間という限られた期間内に高等学校の内容・程度に近づけようとすればするほど、完成教育としての高等普通教育と大学予備教育としての学部基礎教育との間の矛盾は避けがたいものであったといえる。

これを学科課程の実際に即してみてみよう。大学予科の学科課程は、大学令第14条、「大学予科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等学校高等科ニ関スル規定ヲ準用ス」に示されているとおり、高等学校規程（第4条～第20条）に準拠して編成されることになっている。京城帝大の場合、文科・理科の両課程とも高等学校規程が準用されており、学科目も高等学校（高等科）のそれとほぼ同様のものである（第2表）。授業時数の点で相異がみられるが、これは一つには高等学校の学科課程が三年で編成されているのに対し、京城帝大予科は、2年制のため調整の必要が生じたこと、二つには京城帝大予科が法文学部と医学部という特定学部への進学を前提としていたため学部基礎教育的色彩が加味されたためであろう。

具体的にその特色についてみると、まず第一に予科の学科課程は、高等学校（高等科）第1学年の週間授業時数28-29時間（随意科の第二外国語を入れると32-33時間）を省略し、その第2、第3学年に準じて編成されているということである。高等学校第2、第3学年の総授業時数と対比すると予科の方が週2時間多くなっている。第二に、高等学校では第二外国語が随意科目とされていたのに対し、予科では必修科目とされた。但し理科の場合、第二外国語（原則として英語）を数学に振り替えることができるとされた。また、高等学校の場合、第一外国語はその尋常科または中学校に於て生徒の履習したものを選ぶことになってい

たが、予科では文科は英語、理科は独語が原則とされていた。

第三に、文科の場合

も理科の場合も第1

外国語の週間授業時

数が高等学校および

3年制予科の2、3

学年より2-4時間

多くなっている。こ

れは修業年限が高等

学校より一年短かい

ために取られた措置

とされている。³¹⁾ 第

四に、文科の場合、

歴史および自然科学

の授業時数が高等学校(文科)より1時

間少なく、高等学校

第1学年の授業科目

になっている数学が、

予科ではその第1学

年において、高等学

校より1時間少ない

2時間教授されるこ

ととなっている。さ

らに地理は高等学校

の学科目になってい

るが、予科では学科

目に入っていない。

第五に、理科の場合、

高等学校の学科目には

はない羅匈語が入っ

ているが、これは京城帝大予科(理科)が医学部への進学が前提になっていたためであろう。

ちなみに、当時本国の愛知医科大学や京都府立医科大学の予科(3年制)でも、その第3学

第2表 京城帝国大学予科学科課程

大正13年(1924年)
朝鮮総督府令第21号

学年 学科目	毎週教授時数			
	第1学年		第2学年	
文科	理科	文科	理科	
修身	1	1	1	1
国語及漢文	5	2	5	
第1外国語	8	10	10	10
第2外国語	4	2	4	2
羅匈語				1
歴史	4		4	
哲学概論			3	
心理及論理	2	*	2	2
法制及経済	2		2	
数学	2	4		3
自然科学	2			
物理		3		講義3 実験2 } 5
化学		3		講義3 実験2 } 5
植物及動物		講義2 実験1 } 3		講義2 実験2 } 4
図画		1		
體操	3	3	3	3
計	33	34	34	34

出典:『京城帝国大学予科一覧』大正14年(1925年)P 13~17

P 13~17より作成

(注) 1. 文科の第1外国語は英語、第2外国語は独語

2. 理科の第1外国語は独語、第2外国語は英語

* 「心理」のみ

年に1—2時間の羅甸語が組まれている。³²⁾また同様の理由から、高等学校の教科目にある「鉱物及地質」が予科ではなく、逆に予科では「植物及動物」が必修とされ高等学校より重視されていたといえる。第六には、やはり理科の場合、図画の授業時間が高等学校より1時間（選択を含めれば3時間）少なくなっている。この点、本国の医科大学予科の場合、図画はほとんど学科目に入っていない。

以上のような学科課程上の特色が予科にはみられるが、これら以外の学科目である修身、国語及漢文、物理、化学、哲学概論、心理及論理、法制及経済、体操等への配当授業時数は、高等学校の第2、第3学年とまったく同一である。したがって京城帝大予科の学科課程は、高等学校の第1学年を省略した以外はその大筋において、高等学校と同等であったといえる。

また、高等学校令第1条後段の「国民道徳ノ充実」に関しても、京城帝大予科規定第1条に同一の文言を掲げるとともに、同規定第4条において、「……教授要旨及教授上ノ注意ニ関シテハ高等学校規定第5条乃至第8条及第10条第18条ノ規定ヲ準用ス」と規定し、その理念の一層の徹底を期したのであった。すなわちこれは、第5条の「修身」以下、「国語及漢文」、「哲学」、「体操」等の教授要旨を規定したものであり、「勅語ノ趣旨ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ実践躬行ヲ勧奨スル」（第5条）とか、「歴史ハ古今ノ事蹟ヲ知ラシメ……特ニ我国運發展ノ由来、國体ノ特異ナル所以ヲ明ニシ国民性格ノ養成ニ資ス……」（第8条）とか、「体操ハ身体ヲ健全ニシ……剛健ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フ」（第18条）等、高等学校令の眼目となっていた「国民道徳充実」の観点が、そのまま予科に持ち込まれたことを示すものであった。

以上のように、京城帝大予科の学科課程は1) 高等普通教育の完成、2) 国民道徳の充実という高等学校教育の二大目的を忠実に踏襲しようとするものではあったが、これらの目的に加えて、京城帝大予科には特定学部への基礎教育というもう一つの目的があった。しかもこれら三つの目的を高等学校より一年短かい二年間という期間に達成しようとしたため、学科課程上の数々の工夫にも拘らず、結局無理が生じ、いずれの目的も不徹底な形でしか消化されなかったといえる。

4. 予科への進学ルート

このような予科に、いかなる学生がいかなる学校から進学してきたのかが、次の問題である。特に、朝鮮に創設された大学に、朝鮮人学生が、どのようなルートを通ってどの程度入学を許されることになったのであろうか。まず、予科生徒募集要項によれば、予科の受験資格は次のように記されている。

1. 中学校又ハ高等普通学校卒業者
2. 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格シタル者
3. 4 (略)

すでにみたとおり 1922 年 2 月の改正朝鮮教育令により、いわゆる「国語ヲ常用スル者（日本人）」の中学校と、「国語ヲ常用シナイ者（朝鮮人）」の高等普通学校は、同等の教育年限・教育内容をもつ学校となつたため、日本人も朝鮮人も形式上は同一条件下において志願できることになった。ところが、朝鮮人の場合、高等普通学校の前段階としての普通学校の年限が、改正朝鮮教育令以前の 1921 年までは 4 年間であったため、本国及び在鮮日本人の 6 年制に比べ総教育年数において 2 年のハンディキャップがあったわけである。さらに 1921 年以前に高等普通学校を卒業した朝鮮人は、普通学校からの通算教育年数が 8 年しかなく、受験資格年数に 3 年足りなかつたので、1922 年京城高等普通学校に設けられた 2 年制の補習科において、中学校 3、4、5 学年に相当する 3 年間の学科課程を 2 年間で履習し受験資格を得た。こうした条件の違いの上に、朝鮮人志願者に対しては、警察により、1) 本人・家庭の思想傾向、2) 3・1 独立運動との関係の有無、3) 財政及性向、等に関し身分調査が行なわれたといわれている。これを東亜日報は、朝鮮人志願者に対する当局の圧力として、「奇怪な教警一致」と非難しているのである。³³⁾ このように朝鮮人志願者には著しく不利な状況があつたにもかかわらず、当局は「まったく平等公平」な原則の下に生徒募集を行ない試験をとり行なつたとしたのであった。³⁴⁾

ところで予科生徒募集に当たつて当局には、二つの心配があつた。一つは本国から受験生が殺到して「朝鮮在住者」（日本人・朝鮮人）の教育機会が狭くなりはしないか、二つには本国からの受験生があまりに少なく京城帝大のプレスティージに傷がつきはしないか。以上の二点であつた。結果的には、第 3 表に示されているとおり、160 名（文科 80 名、理科 80

名）の募集定員に
対し、日本人と朝
鮮人合わせて 659

第 3 表 第 1 回予科試験合格率

(1924)

		志願者 (A)	受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 C B
文 科	日本人	154	128	61	47.7%
	朝鮮人	141	119	29	24.4
理 科	日本人	263	218	64	29.4
	朝鮮人	101	91	16	17.6
合 計		659	556	170	30.6

潟高等学校の 647
名より 12 名多く、

山口高等学校の 790 名より 131 名少ない計算になつて居る」³⁵⁾ と、ひとまず安堵の胸をなでおろしたのであった。

志願者全体における日本人と朝鮮人の割合についてみると 63 : 37 となっている。これを学科別にみると、文科の場合日本人と朝鮮人の志願者数は接近しており、朝鮮人の伝統的な

出典：『朝鮮』108 号 4、大正 13 年（1924 年）p.181 より作成

文科志向を反映した応募状況となっている。一方、理科への朝鮮人志願者は日本人の四分の一強にすぎず、朝鮮人識者をして「理科に対する冷淡な態度は憂慮を通り越して恐怖に値する事実である」³⁶⁾と嘆かしめているほどであった。

次に合格者についてみると、日本人125名に対し、朝鮮人は45名で全体の26.5%にすぎなかった。学科別の合格率は第3表に明らかだとおり、日本人も朝鮮人も文科が理科より高くなっている。日本人・朝鮮人ととの対比でみると、朝鮮人の合格率は文科も理科も共に日本人よりかなり低くなっている。このように、「朝鮮の地に朝鮮大学という名称で設立された以上、いかなることがあろうとも、学生の半分は朝鮮人学生で占めなければならない」³⁷⁾とする朝鮮人側の目標は達成されず結局四分の一程度に終ったのであった。こうした結果に対して朝鮮人側からは非難の声があがった。東亜日報はその社説「大学予科入学試験に対して、一当局者の一考を促す」³⁸⁾において、試験そのものが公正に行なわれたことは認めたいとしながらも、日本人志願者と朝鮮人志願者の間のいかんともしがたい語学力（日本語）の差が厳存する以上、これを前提に同一水準の試験を行なうことが果たして公平なことか、また当局者はこの試験が能力の有無を判定する試験だとしているが、実は語学力のハンディキャップを前提とした「競争試験」ではないのか、したがって「無区別はすなわち不公平」になると強調し、当局者の再考を促したのである。朝鮮人学生をとりまく諸条件を考慮すれば、当局側の「日本人・朝鮮人無区別」の原則も、結局は朝鮮人に不公平な結果に終ったことは否めない事実であった。

しかし、別な見方をすれば、1) 修業年限2年の格差、2) 語学力（日本語）のハンディキャップ、3) 日本人に有利な試験科目³⁹⁾等の不利な条件を克服し、この競争試験に朝鮮人学生が全合格者の26.5%を占めたことは、驚異のことであったといわなければならない。このことは予科入学後の成績にも示されており、予科（文科）2年間の席次は上位3席まで朝鮮人学生が独占したといわれている。⁴⁰⁾したがって上記の悪条件が年とともに克服されるにつれ、朝鮮人学生の比率は増加し、1940年代には学部学生の4割を占めるに至るのである。しかし、予科発足当時熱望した「半数」の悲願には、最後まで到達することができなかつたのである。

最後に、合格者の進学ルート（出身地・出身校）について検討しておきたい。まず合格者の出身地別・学科別内訳は第4表のとおりである。合格者の最も多かったのは在内地日本人で65名（38.2%），

第4表 第1回予科試験合格者内訳

	日 本 人			朝鮮人	計
	在朝鮮	在内地	その他*		
文科 A (法学系) B (文学系)	18	17	0	10	45
	15	11	0	19	45
理科 (医学)	26	37	1	16	80
計	59	65	1	45	170
() 内 %	(34.7)	(38.2)	(0.6)	(26.5)	(100.0)

出典：『朝鮮』108号—4(1924年)より作成 * 関東州

第2番目が在朝鮮日本人で59名(34.7%)であった。朝鮮人はすでにみたとおり26.5%で全体の四分の一程度にすぎなかった。ここで注目されるのは本国から受験した者が最も多く合格したことである。特に理科(医学部進学)には本国からの受験者が最も多く合格している。このことは、この予科が外地の二流校と見なされなかつこととして当局を満足させたが、同時に在朝鮮在住者(特に朝鮮人志願者)の高等教育機会を狭くした点において問題を含むものであった。

次に、朝鮮人合格者の出身学校についてみると、合格者45名中、官立高等普通学校28名(62%)、私立高等普通学校11名(24%)、その他専修合格等6名(13%)となっている。⁴¹⁾ 1923年当時の統計によれば、官立高等普通学校(男子のみ)は全朝鮮に12校、生徒数4,310人、私立高等普通学校(男子のみ)8校、生徒数4,657人を数えているので、これらの数値に基づき単純計算で推計すると、予科受験者は官立・私立合わせて高等普通学校卒業者の約12%、合格者は同卒業者の2.5%という狭き門であったことになる。合格者は官立高等普通学校出身者が圧倒的に多く、特に京城第一高等普通学校の出身者が全官立高等普通学校出身者の約54%を占めている。私立高等普通学校の場合はすべて京城にある有名私学(中央、徽文、養正、培材)で占められている。このように予科への進学ルートは、官立では京城第一、私立では京城の有名私立という独占形態が、第一回の予科試験においてすでに明瞭な形となって現われている。これは帝大を頂点とする官立中心の学校の序列構造がこの時期の朝鮮に完成したこと密接に関係しているといえよう。そして、このことはとりもなおさず、内地準拠主義の結果であったといえるのである。

5. 予科の改革

以上の考察から明らかなように、大学予科は、「高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育を行なう」とされ、高等学校と同等の機関とされたが、大学令第12条の「大学ニ特別ノ必要アル場合ニハ予科ヲ置クコトヲ得」に明らかだとおり、特別の措置により設置されたものであった。特に京城帝大の予科は、日本統治下の朝鮮という特殊事情の下で2年制として発足したため、その発足の当初から、内地の官立大学予科に準拠して3年制に改編すべきだとの議論が跡を絶たなかった。専門教育を担当する学部教官にその声はとりわけ強かったといえる。彼らの主張した予科改革の論拠はおよそ次の三点にあった。第一は、2年では高等普通教育の完成が期しがたい、第二に2年では学部基礎教育を充分に行なうことができない、第三に2年制は内地の官立大予科と同等でなく大学のプレステイジに関わる、等であった。

まず第一の点について、2年制予科の根拠は、高等学校および3年制予科が中学4年修了生を入学させたのに対し、中学卒業生(5年生)を入学させたので、実質的に教育年限は変わらないという点にあった。この点について、京城帝大法文学部教授安倍能成は次のように反論している。「この議論の当つて居ないことは多少教育の実状を知つて居る人には明白であ

る。事実において中学5年の教育と大学予科の教育は一方を以って他に換られる様な同性質のものでない……。」⁴²⁾ここには、中学校教育と予科教育（および高等学校）を別の次元のものとしてとらえる姿勢を読みとることができる。したがって安倍は、中学四年生を高等学校に入学せしめる問題についても、「私は四年修了生に高等学校入学を許した事は中等教育を破壊するものであり、かつ、かくして一年の修学期を短縮せんとする考え方が極めて効利的な卑近な俗見であると信ずる。」⁴³⁾と述べているのである。さらに安倍は、予科において高等普通教育の完成を期すためにも3年制にすべきであるとして、「予科は単に大学の予備的知識を与える所である以上に、主として学生相互間の交友によって人格や情操を養なう所の、広い意味の教養の庭である。殊に近時の我国の如く幼稚園から大学に至るまで入学試験難におびえて、一般学生の人間に余裕がなくなり、小利口になり、神経過敏になる弊害が顕著な時に当たって、この予科時代の比較的呑ん気な数年は極めて重大な教育的意義を有する。…中略……この教育的意義は新入生から直に最上級生に移る2年制では十分に發揮できない。……。」⁴⁴⁾と述べている。ここには高等学校のもっていた教育的意義を大学予科においても追求しようとする姿勢がみられる。同様の趣旨を当時の法文学部長・速水滉は「…予科自体の教育からいっても2年の制度はよくない。何んとなれば一年生の間は学校に這入ったばかりであり、二年になるとすでに大学（学部）に這入ることを考えるという有様で一向にその落ちつきがない。」⁴⁵⁾と述べ、やはり3年制への改編を訴えている。

第二に、学部基礎教育について。すでにみたとおり予科部長小田省吾は学部開設に当たり2年間の予科教育の経験に基づき、城大予科が法文学部および医学部という限定された学生を対象に集中的に教育すべく学科課程の面でも工夫をほどこしているので、大学基礎教育は心配ないと述べている。確かに先にみたごとく、予科のカリキュラムは高等学校のそれに若干の工夫をこらしていることは事実であった。しかし高等学校の第一学年は、時間数の上では完全に省略せざるをえなかったのである。では中学校第五学年の教育をもって高等学校第一学年の教育に換えられるかといえば、安倍の議論のごとく不可能なことであった。特に日本統治下の朝鮮において、日本人のための中学校、朝鮮人のための高等普通学校という二本立ての中等教育体制をとっていたことなどを考え合わせる時、2年制予科は、学部基礎教育にとって致命的な弱点をもっていたといえよう。その点は予科部長自身、「万一予科に於ける教育課程に於て稍足らざることがありとしてもこれを大学の学部に於て補充し得る」⁴⁶⁾と述べその欠陥を認めていたようである。先の安倍は予科教育の重要科目・外国語を例にとり、「高等学校では第一外国語は〔週に〕約10時間、第二外国語約4時間で、これを3年やって居る。ほぼ同じ時間を僅か2年しかやらない本大学の予科と比べてその効果に差違の生ずべきは、余りに当然なことではあるまい。私は2年間に出来るだけの効果を挙げようとする本大学予科教授の努力に感謝するものであるが、同時にそれが遂に不可能事を強いるに至らんことを惧ずには居られない」⁴⁷⁾と述べ3年制の必要を力説している。

第三には、大学のプレスティージに関わる問題について。当時、帝国大学で予科を有して

いたのは北海道帝大のみであり、大学令により昇格した大学としては東京商科大学、その他大阪、熊本、京都府立、愛知、等新設の公立医科大学に予科があったが皆3年制をとっていた。新設の私立大学も2年制・3年制の併用あるいは3年制を採用しており、2年制をとっていたのは私立大学のごく一部にすぎなかった。⁴⁸⁾このような内地の状況をふまえて、当時大学関係者は一様に3年制への延長を切望していたといわれている。予科年限が一年短かいことにより、京城帝大が内地の大学より一段低い特殊な大学と見られかねないことに対する反撃も強かったようである。特に学部教官には少壯氣鋭の者が多く、新しい朝鮮の土地に帝大をモデルに「内地大学の出張店」⁴⁹⁾ではない研究本位の総合大学の創造を夢みていただけに、内地並みの3年制に一日も早く改編することが悲願であったのである。

しかし大学予科3年制が実現したのは、こうした論議より10年近く遅れた1934年度からであった。

おわりに

以上、きわめて概略的ではあるが、日本統治下朝鮮に設立された京城帝国大学の予科についてその性格をめぐって考察してきた。次に、その要点を整理しむすびとしたい。

第一に、京城帝国大学は1919年の3・1独立運動を契機とする朝鮮人の教育的エネルギーの昂揚の中で、朝鮮に唯一最初の最高学府として設立された。しかしそれは、朝鮮人による朝鮮人のための民立大学の設立を拒否する中で、植民地統治の文化的最高シンボルとして設立されたものであった。

第二に、大学開設への道は、名称、設置形態、予備教育のあり方をめぐって様々の曲折を経たが、結局は日本統治下の朝鮮という特殊な状況を背景に、帝国大学令による大学として、また予備教育に2年制予科をもってスタートすることとなった。

第三に、2年制の予科は当時日本における大学予備教育機関の二重構造性を反映し、高等学校（高等科）との関係、3年制予科との対比において重大な問題を内包していた。特に高等普通教育か学部基礎教育かをめぐる予科の性格は、当時の大学前教育のあり方をめぐる大きな問題の一つであった。

第四に、大学予科への入学は、日本人・朝鮮人無区別の原則の下にとり行なわれたが、当時の学制変更に伴なう教育制度上の格差（特に実質教育年限上の格差）、朝鮮人の日本語能力、さらには試験科目・内容のあり方等に影響され、結果的には朝鮮に作られた大学でりながら朝鮮人学生には高等教育機会が十全に開かれなかった。しかし一方において、この帝大（予科）を頂点とする学校体系の完成により、朝鮮における学校序列主義の伝統を形成することになった。

第五に、こうして予科教育は開始されるのであるが、結局2年制予科という制度的矛盾をいかんともしがたく、また帝大予科というプレステイジの面からも、内地に準拠した3年

制への改編が叫ばれ、予科発足後、11年目の1934年に三年制への移行が実現することになったのである。

(1977年1月)

〔註〕（韓国語文献は印刷の都合上、日本語表記に直して記した。）

- 1) 「東亜日報」（縮刷版）1924年5月6日付、（社説「京城帝国大学令発令に対して」）
- 2) 通史的内容をもっているものとしては、次の一点あるのみである。
京城帝国大学同窓会編『紺碧遙かに・京城帝国大学創立50周年記念誌』昭和49年、779頁。
- 3) 民立大学設立運動に関する代表的論文としては次のものがある。
 - i 孫仁鉢、「1920年「朝鮮民立大学」設立に関する研究」、『教育学研究』（第5巻第1号、韓国教育学会編、1967年）22-27頁。
 - ii 李仁「植民教育に対決した民立大学運動」、『新東亜』1969年10月号。
 - iii 金鎬逸「日帝下民立大学設立運動に対する一考察」、『中央史論』（第1輯、中央大学校史学研究会、1972年12月）31-58頁。
なお、韓国人によって書かれた京城帝国大学に関する英文論文として次のものがある。
Doo Soo Suh, A Japanese Policy on University Education in Korea, 『一石李渙昇先生頌寿記念論叢』（一潮閣、1957年）297-327頁。
- 4) 京城帝国大学に関する本格的研究論文としては、次の阿部洋氏のものがあるのみであり、その他若干の関連研究があるにすぎない。
 - i 阿部洋「日本統治下朝鮮の高等教育 — 京城帝国大学と民立大学設立運動をめぐって—」『思想』（1971年7月号）56-77頁。
なお、この論文は次のように英訳されている。
Hiroshi Abe, Higher Learning in Korea under Japanese Rule — Keijo Imperial University and the "People's University" Campaign — , *The Development Economics*, IX-2 (June 1971), p. 146-155.
 - ii 泉靖一「旧植民地帝国大学考」、『中央公論』（1970年7月号）146-155頁。
 - iii 四方博他「「京城帝大」の社会経済史研究」『シンポジウム・日本と朝鮮』（勁草書房、旗田巍編、1969年）50-60頁。
 - iv 山辺健太郎「日本における朝鮮史研究 — その歴史と課題 — 」、『思想』（1966年9月号）64-76頁。
なお、寺崎昌男氏は、『日本近代教育百年史 5—学校教育(3)』（国立教育研究所編1974年、335-338頁）において、大正・昭和期の「植民地の高等教育」を概説し、今後研究の深化の必要性を力説している。
- 5) 阿部洋、前掲論文、927-936頁。
- 6) 大野謙一、『朝鮮教育問題管見』（朝鮮教育会、1936年、140-141頁）〔本国では法制局の一部に強硬な反対があったとされている。〕
なお、在鮮日本人の反対論としては、次の論稿がある。和田一郎「京城帝国大学に就て」、『文教の朝鮮』（1926年6月号）78-80頁。
- 7) 韓国人研究者のほとんどは、京城帝国大学の設立を民立大学運動との関連でとらえており、前掲金鎬逸論文においても、「民立大学に対決する植民地統治の象徴として京城帝国大学は設立された」と論じている。（前掲阿部洋論文、70頁も参照）

- 8) 『日本近代教育百年史 5 - 学校教育(3)』(国立教育研究所編, 1974年) 305 - 307 頁。
- 9) 同前書, 324 頁。
- 10) 泉靖一, 前掲論文, 152 頁。
- 11) 大野謙一, 前掲書, 143 頁。
- 12) i 小田省吾「京城帝国大学開設に就て」『朝鮮公論』(第20巻, 第5号, 1924年5月) 7 - 8 頁。
ii 京城帝国大学同窓会編 前掲書, 43 - 44 頁。
- 13) 安倍能成「京城帝国大学に寄する希望」, 『文教の朝鮮』(1926年6月号, 一京城帝国大学開學記念号) 15 頁。
- 14) 「京城帝国大学始業式に於ける総長訓辭」, 同前書, 5 頁。
- 15) たとえば第一次世界大戦以前のオランダのインドネシアに対する高等教育政策にみられる。『東南アジア教育史』(世界教育史大系, 6, 講談社, 1976年) 83 頁参照。
- 16) 委員会は朝鮮総督府政務総監・水野鍊太郎を委員長に, 委員 23 名から成っていた。委員には小西重直(京都帝国大学教授), 澤柳政太郎(貴族院議員)をはじめとする在内地日本人 13 名, 柴田善三郎(朝鮮総督府学務局長), 美濃部俊吉(朝鮮銀行総裁)等在鮮日本人 7 名, 李完用(侯爵)等朝鮮人 3 名が任命された。
- 17) 『朝鮮』(第85号, 1922年3月号, 一教育制度改正記念号 -) 338 頁。
- 18) 同前書, 10 頁。
- 19) 同前書, 10 頁。
- 20) 小田省吾「大学を開設するまで — 文運の一新紀元 — 」『朝鮮地方行政』(第3巻第4号, 1924年4月号), 9 頁。
- 21) 京城帝国大学同窓会(編), 前掲書, 10 頁。
- 22) 小田省吾「大学を開設するまで — 文運の一新紀元 — 」『朝鮮地方行政』(第3巻第4号, 1924年4月号), 7 頁。
- 23) 『朝鮮』(第106号, 1924年2月号), 137 - 142 頁。
- 24) 京城帝国大学同窓会(編), 前掲書, 16 頁。こうした当時の状況を反映し, 新しく出来る大学は「国立朝鮮大学」とも呼ばれていた。(『朝鮮地方行政』3 - 4 の巻頭言)
- 25) 「京城日報」1924年4月17日付
- 26) 小田省吾「大学を開設するまで — 文運の一新紀元 — 」『朝鮮地方行政』(第3巻第4号, 1924年4月号), 9 頁。
- 27) 小田省吾「本大学の予科に就て」『文教の朝鮮』(1926年6月号 一京城帝国大学開學記念号 -), 19 頁。
- 28) 同前論文, 20 頁。
- 29) 「京城日報」, 1927年3月12日付(安倍能成「大学予科の3年制その他に就て」)。
- 30) 『日本近代教育百年史 5 - 学校教育(3)』(国立教育研究所, 1974年), 334 頁。
- 31) 小田省吾「京城帝国大学開設に就て」『朝鮮公論』(第20巻第5号, 1924年5月), 11 頁。
- 32) 『日本近代教育百年史 5 - 学校教育(3)』(国立教育研究所, 1974年), 382 頁。
- 33) 「東亜日報」(縮刷版), 1924年3月14日付(社説「奇怪な警教一致」)。
- 34) 小田省吾「京城帝国大学開設に就て」『朝鮮公論』(第20巻第5号, 1924年5月), 12 頁。
- 35) 同前論文, 12 頁。
- 36) 「東亜日報」(縮刷版), 1924年2月17日付(社説「少数の理科志願者」)。

- 37) 「東亜日報」(縮刷版) 1924年3月31日付(社説「大学予科入学試験に対して — 当局者の一考を促す —」)
- 38) 同前論説
- 39) 試験科目は次のとおりであり、すべて日本語による試験であった。
1. 國語及漢文(國文解釈、漢文解釈、書取、作文), 2. 外國語(解釈、國文英(独)訳、書取), 3. 数学(代数、平面幾何、理科志願者は三角法を含む), 4. 歴史(西洋歴史及日本歴史全部 一文・法科志願者のみ) 5. 博物(動物及博物通論 — 理科志願者のみ)
- これらのうち、特に國語及漢文、外國語については、日本語の実力差が点数に直接反映するものとして、「この試験は決して均等なものではなく、日本人学生が朝鮮人学生に比べ、多大な特殊便宜を得ているのであり、實に不公平である。」(「東亜日報」(縮刷版) 1924年1月19日付)と警告している。[より詳細な文献として、前掲、阿部洋論文、76頁参照]。
- 40) 「東亜日報」1924年3月22日(俞鎮午「片々夜話」19)
- 41) 『京城帝国大学予科一覧』(1925年版) 84-88頁より作成。
- 42) 「京城日報」1927年3月12日付(安倍能成「大学予科の三年制その他に就いて」)
- 43) 同前紙 1927年3月12日付 [なお、中学校4年修了段階から高等学校(高等科)へ進学を認める制度は「7年制高等学校」(尋常科4年+高等科3年)の原理に基づいていたが、当時本国においても、中学校側は中学校本来の完成教育を破壊するものとして反対があった。]
- 44) 同前紙、1927年3月11日付
- 45) 同前紙、1927年3月2日付(速水滉「半島文化と大学の使命」)
- 46) 小田省吾「本大学の予科に就いて」、『文教の朝鮮』(1926年6月号 — 京城帝国大学開学記念号) 20頁。
- 47) 「京城日報」1927年3月11日(安倍能成「大学予科の三年制その他に就いて」)
- 48) 『日本近代教育百年史 5—学校教育(3)』(国立教育研究所、1974年) 383-385頁。
[1930年代の私立大学25校の予科についてみると、3年制8校、3年制・2年制併用11校、2年制6校となっている。]
- 49) 安倍能成「京城帝国大学に寄する希望」『文教の朝鮮』(1926年6月号) 17頁。

A Study of the Establishment of the Preparatory
Department of the Keijo Imperial University in Korea
under Japanese rule

Toru UMAKOSHI*

The Keijo Imperial University was established in 1924 by the Government-General in Korea under Japanese rule as the most advanced academic institution with its preparatory department, the faculties of law, arts and medicine. The main objective in this article is to make clear the role and function of the preparatory department of this university, which has offered preparatory basic education to the students entering the faculties. The following is a summary of the findings in this study.

First, the Amended Educational Ordinance in Korea of 1922 aimed at closing the gap between schools in Japan proper and those in Korea. In accordance with this principle the Keijo Imperial University was modeled on the Imperial University in Japan. The establishment of this university corresponded in part to the rising demand for education by Koreans after the Independence Movement of March 1, 1919, but on the other hand it strengthened the colonial educational rule through training the future leaders of Korea in public educational institution. It was also established against the rising activities of the People's University Campaign by the nationalistic Koreans.

Secondly, the form of university preparatory education became a controversial issue in the process of establishing this university. At that time university and university-preparatory education were based upon the Ordinance for University of 1918 in Japan, in which requirements for admission to the faculty were categorized as two types: the graduates of higher school and the students who completed the courses in the university preparatory department. In Korea under Japanese rule, higher schools were not established, but a university preparatory department was introduced as the institution giving university preparatory education. Concerning the objectives of the preparatory department, it was prescribed as an equivalent institution to higher school in Japan proper, aiming at the completion of higher general education. However the preparatory department of this university was established as a two years' course, which was shortened in duration by one year than those in Japan. This reduction in the school year gave rise to difficulties for both in the completion of higher common education and faculty preparatory basic education. As the results of these problems, the two years' university preparatory department was reformed to three years' course to be the same as the system in Japan after ten years of its establishment.

Thirdly, the big problem was that the opportunity for university education among Korean students was extremely limited. Of all students admitted to the preparatory department in the first entrance examination, only 27 % were Koreans. Although the examination itself was conducted under the general principle of "no discrimination" against Korean applicants, they could not overcome the language handicap, because the examination was held in Japanese. It resulted in unequal treatment for non-Japanese speakers.

*Associate Professor, Research Institute for Higher Education, Hiroshima University

